

東部大阪都市計画 地区計画の変更(柏原市決定)

都市計画国分東条町地区地区計画を次のように変更する

1. 地区計画の方針

	名 称	国分東条町地区地区計画
	位 置	柏原市国分東条町地内
	面 積	約 16.5ha
地区の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、主要幹線道路である国道 25 号が北側に隣接する交通利便性の優れた地区であり、南側には国分東条町工業団地も形成されている工業団地として適した地域に位置している。</p> <p>これらの立地条件を生かし、物流施設等の適正な土地利用を図り、周辺環境と調和した快適で潤いのある都市環境の形成を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>周辺環境との調和を図り、工業団地として住工混在を排除するとともに、今後の流通加工など業務の多様化に対応した適正かつ合理的な土地利用を誘導する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>周辺環境に配慮し、緑地及び調整池を適切に配置する。</p> <p>地区の西側に住宅地があるため、景観に配慮した緩衝緑地帯を設け、隣接の住民生活に影響が及ばないように配慮する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、健全な都市形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度を定め、快適で潤いのある工業団地が形成されるよう誘導する。また、工場排水等の公害防止に努め、河川や周辺農地への環境に配慮する。</p>

2. 地区整備計画

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		緑地	面積：約 0.8ha
			調整池	面積：約 0.5ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限		<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅 2. 共同住宅、寄宿舎、下宿 3. ホテル又は旅館 4. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設（令第130条の6の2） 5. カラオケボックスその他これに類するもの 6. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの（令第130条の7の3） 8. キャバレー、料理店その他これらに類するもの 9. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 10. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 11. 保育所 (事業主がその雇用する労働者のためのものを除く。) 12. 公衆浴場 13. 自動車教習所 14. 卸売市場、火葬場、と畜場、汚水処理場、ごみ焼却場
	建築物等の敷地面積の最低限度		500 m ²	

「区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置は計画図表示のとおり」